



福岡医発第6号（地）
令和5年4月4日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

処方箋の使用期間について

処方箋の使用期間については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第20条において、原則として4日以内と規定され、併せて、長期の旅行等の特殊の事情がある場合には、この期間を延長又は短縮できる旨が規定されています。

本件につきましては、平成22年10月15日付け福岡医発第1475号（地）にて処方せんの使用期間について会計窓口での声掛け、待合室や受付窓口への掲示、医療機関ホームページ等による広報及び処方せんの記載方法の配慮等、患者への周知についてご協力を依頼しておりますが、近年、国民からの行政相談を受け付ける総務省行政相談センター（全国50カ所）において、処方箋の使用期間に関する行政相談が寄せられていることを踏まえ、今般、処方箋の使用期間について適切に取り扱われるよう厚生労働省より事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、添付資料を参考に、各保険医療機関においてあらためて患者への周知にご協力いただきますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・処方箋の使用期間について

（R5.3.24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

日医発第2414号（保険）

令和5年3月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公 印 省 略）

処方箋の使用期間について

処方箋の使用期間については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第20条において、原則として4日以内と規定され、併せて、長期の旅行等の特殊の事情がある場合には、この期間を延長又は短縮できる旨が規定されています。

以前、総務省から厚生労働省に対するあっせんに伴い、都道府県医師会社会保険担当理事あてに、平成22年10月6日付け（保128）「処方せんの使用期間等について」により、処方箋の使用期間について、患者さんへの周知にご協力いただくようご依頼申し上げたところがあります。

近年、国民からの行政相談を受け付ける総務省行政相談センター（全国50カ所）において、処方箋の使用期間に関する行政相談が寄せられていることを踏まえ、処方箋の使用期間について適切に取り扱われるよう厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、添付資料を参考に、各保険医療機関におきまして、処方箋の使用期間について会計窓口での声掛け、待合室や受付窓口への掲示、医療機関のホームページ等の活用など、あらためて患者さんへの周知にご協力いただきますよう、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

処方箋の使用期間について

（R5.3.24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和5年3月24日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

処方箋の使用期間について

処方箋の使用期間については、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）第20条において、原則として4日以内と規定され、併せて、長期の旅行等の特殊の事情がある場合には、この期間を延長又は短縮できる旨が規定されています。

こうした中、近年、国民からの行政相談を受け付ける総務省行政相談センター（全国50カ所）において、処方箋の使用期間に関する行政相談が寄せられています。

これを踏まえ、処方箋の使用期間について、別添を参照の上で適切に取り扱われるよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局等に対して周知いただきますよう、協力方お願いいたします。

処方箋の使用期間について

1. 処方箋の使用期間に関して寄せられた行政相談の概要

- ・ 処方箋の使用期間が4日以内であることや、使用期間を延長できる場合があることについて、知られていないケースがあるため、周知してほしい。
- ・ 処方箋の文字が小さくて読みづらいこともあるため、高齢者にわかりやすく伝えてほしい。

2. 考えられる取組例

- ・ 会計窓口で支払いをする際や処方箋を交付する際に、患者に処方箋の使用期間について声掛けする。
- ・ 待合室の掲示板や受付窓口、会計窓口等に、処方箋の使用期間に関する事項を記載したものを掲示又は設置する。
- ・ 医療機関のホームページや医療機関が発行する広報誌等に掲載する。
- ・ 処方箋に記載されている使用期間について、患者に分かりやすくするため、文字の大きさや配置等に配慮する。

(参考条文)

◎保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）（抄）

（診療の具体的方針）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

厚生労働省ホームページでの周知

(掲載先： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32041.html)

処方箋の使用期間にご留意ください

保険医療機関（病院や診療所）で交付される処方箋の使用期間は、交付の日を含めて4日以内です。

これには、休日や祝日が含まれますので、処方箋の使用期間が過ぎないようにご注意ください。

なお、長期の旅行等特殊の事情があり、医師や歯科医師が、処方箋に別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となります。

処 方 箋									
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号				保険者番号					
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				(校番)	
患 者	氏 名				保険医療機関の所在地及び名称				
	生年月日	明大 昭和 平令	年	月	日	電 話 番 号			
	区 分	被保険者	被扶養者		保 険 医 氏 名				
	交付年月日	令和	年	月	日	都道府県番号		点数表番号	医療機関コード
				処方箋の使用期間		令和		年	月
								特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。	